

綾瀬市立学校間連携事務組織設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校間連携事務組織の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）における事務の共同処理及び相互点検をする体制を確立し、もって事務処理の適正化及び効率化を図るため、綾瀬市立学校間連携事務組織（以下「事務組織」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 事務組織は、次の各号に掲げる事項について、共同処理及び相互点検（以下「共同処理等」という。）を行う。

- (1) 総務に関する事務
- (2) 学務に関する事務
- (3) 人事に関する事務
- (4) 財務に関する事務
- (5) 経理に関する事務
- (6) その他共同処理等が適当と認められる事務

(組織)

第4条 事務組織は、別表のブロックごとに設置し、当該ブロックの市立学校県費負担事務職員（以下「事務職員」という。）をもって組織する。

- 2 各事務組織に代表者を置き、代表者は事務職員の互選により定める。
- 3 代表者は、各事務組織の事務を総理する。
- 4 全事務組織を代表する者（以下「全体代表者」という。）は、各事務組織の代表者のうちから選任するか、又は事務職員全員の互選により定める。
- 5 各市立学校の校長は、事務組織の円滑な運営が図られるよう積極的に協力し、その目的達成に必要な援助を行わなければならない。

(運営)

第5条 事務組織の定例会は、全体代表者が招集する。

- 2 代表者は、組織の運営上必要と認めるときは、関係する校長又は教育委員会の職

員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 3 全体代表者は、第3条に規定する事務処理上必要と認めるときは、各市立学校に出向き、共同処理等を行うことができる。
- 4 事務職員は、第3条に規定する事務処理上必要と認めるときは、ブロック内の学校へ出向き、事務処理又は共同処理等を行うことができる。
- 5 事務組織の運営に伴う旅行は、公務出張とし、配当された旅費の範囲内で実施する。

(代表者会議)

第6条 全体代表者は、事務組織の円滑な運営を図るため、必要に応じて、代表者会議を開催することができる。

- 2 代表者会議は、全体代表者及び代表者をもって組織し、全体代表者が必要と認めるときは、関係する校長、教育委員会の職員及び綾瀬市公立学校事務研究協議会役員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 事務職員は、共同処理等を遂行するうえで知り得た個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、守秘義務を厳守するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務組織の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

ブロック名	小ブロック名	小学校名	中学校名
北ブロック	北小学校ブロック	綾瀬小学校 綾北小学校 天台小学校 北の台小学校 寺尾小学校	
	中学校ブロック		綾北中学校 北の台中学校
南ブロック			綾瀬中学校 城山中学校 春日台中学校
	南小学校ブロック	綾西小学校 早園小学校 綾南小学校 落合小学校 土棚小学校	